

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：15201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730012

研究課題名(和文) 憲法訴訟における「動機審査」の再検討

研究課題名(英文) Reconsidering "Motive Scrutiny" in Constitutional Review

研究代表者

黒澤 修一郎 (KUROSAWA, SHUICHIRO)

島根大学・法文学部・講師

研究者番号：30615290

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円、(間接経費) 570,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、憲法裁判における「動機審査(motive scrutiny)」について、その意義を再検討したものである。「動機審査」とは、とりわけ立法府の政策形成プロセスに焦点を合わせ、法律が公正で偏見のない見地から制定されたかどうかを吟味するという、違憲審査の一手法のことを言う。とりわけ、本研究では、19世紀から蓄積されてきたアメリカ憲法裁判における「動機審査」をめぐる議論を跡づけ、その歴史的展開を描き出すことを試みた。

研究成果の概要(英文)：This study researched on "motive scrutiny" in constitutional adjudication from historical perspectives. I aimed at describing the developments of "motive scrutiny" in American constitutional cases from 19th to 20th century.

研究分野：法学

科研費の分科・細目：公法学

キーワード：憲法

## 1. 研究開始当初の背景

本研究がテーマとする「動機審査」とは、とりわけ立法府の政策形成プロセスに焦点を合わせ、法律が公正で偏見のない見地から制定されたかどうかを吟味するという、違憲審査の一手法のことを言う。

この「動機審査」というテーマは、従来の日本憲法学において、ほとんど注目を浴びてこなかったと言ってよく、むしろ「立法の動機 (motive) は原則として司法審査の対象にはならないと解すべきである」とも論じられてきた (芦部信喜『憲法訴訟の理論』(1974年) 275頁)。

しかしながら、合衆国の判例・学説に目を遣ると、とりわけ 1970 年代以後の時代にあつては、立法の「動機」の吟味がさまざまな分野において前景化しているようにも解された。むしろ「動機審査」の見地を欠いては、現在通用している合衆国の裁判法理を説明することは不可能であるとも説明されている。

それゆえ、アメリカ憲法裁判において「動機審査」の手法がどのような位置を占めているのかを解明することは、上記のような日米憲法学の懸隔を埋めるためにも、焦眉の課題であるように思われた。

## 2. 研究の目的

以上のような問題意識に基づき、本研究は、アメリカ憲法訴訟論を素材として、19 世紀初頭から今日まで蓄積されてきた「動機審査」に関する判例・学説を精読し、その歴史理解を豊かにすることを、主たる研究目的として設定した。

## 3. 研究の方法

以上の目的を達成するために、本研究は、判例・学説における「動機審査」をめぐる議論の移り変わりを通時的に把握し、「動機審査」の歴史的展開を描き出すことを、研究の方法として設定した。なお、当初の計画では、判例と学説を両方とも並行的に調査する予定であった。しかし、研究を進める中で、とくに判例についてあらためて検討を加える必要性に、強く気付かされることとなった。その結果として、本研究では、19 世紀から 20 世紀までの時代において下された判例の読解を重点的に進めることとなった。

具体的には、とりわけ後世に大きな影響を与えた「動機審査否定論」が、判例においてどのように形成されてきたかを探った。また、判例は「動機審査」に関する「否定論」と「肯定論」との間を揺れ動いたように解されるが、そのなかでどのような議論が裁判官のあいだで交わされ、判例のスタンスがどのように変遷していったのかを調査した。なお、「動機審査」をめぐる議論は特定の各論的問題領

域に限られない射程を有しているため、できるかぎり広範に、人権・統治の双方にわたる分野の判例を研究の対象とした。

## 4. 研究成果

本研究による調査結果は、下記の (1) ~ (10) に要約される。

(1) 合衆国連邦最高裁における「動機審査否定論」の端緒は、1810 年の Fletcher v. Peck 判決である。この事件の争点のひとつは、州の土地を私企業に売却する法の背後に議員による収賄があつたのではないかという点だったが、John Marshall 首席裁判官はそのような法の背後の「動機」を問題とすべきではないと論じた。この Fletcher 判決のスタンスは、後代の憲法判例に大きな影響を与えた。

(2) 上記の「動機審査否定論」は、20 世紀初頭の判例にも引き継がれた。すなわち McCray v. United States 判決 (1904 年) にあつては、バターに似た黄色のマーガリンに対して高額な消費税を課す連邦法につき、特殊利益を保護する動機がその背後に在るのではないかと申し立てられたが、裁判所はこの主張を容れず、当該法は連邦政府の課税権の適法な行使であると判断した。同判決は、「当裁判所の諸判決は、合法的権力行使に対して、司法部が、その原因は不正な目的 (purpose) ないし動機 (motive) であつたとみなして、これを制止してよいという考え方に、初めから何ら手を貸していない」と論じた。

(3) 以上のような判例の展開には、学説が与えた影響も小さくなつたと考えられる。例えばアメリカ法の著名な体系書を著した Joseph Story は、次のように論じている。「多数の構成員の動機は完全に確知不能であり、それゆえ司法その他によるいかなる調査によつても確定されないであろう。いや、され得ないと言わねばならない。各構成員の動機は多彩な態様と度合いで入り交じっており、相互に対立していることもあれば、まったく独立していることもある。[もし動機が合憲性審査の決め手であるとすれば、] かような完全に漠然とした理解不能なプロセスに、憲法は依存してしまうこととなる」(2 STORY, COMMENTARIES ON THE CONSTITUTION OF THE UNITED STATES 533-34 (1833))。また Thomas Cooley も次のように記している。「立法の妥当性は、その採択をもたらした動機に決して依存させられてはならない。…立法を動機に依存させることは、すべての制定法を不安定化させ[る]…。それゆえ、裁判所は、不適切な立法動機に関する問題が採り上げられることを許容しないのであり、むしろ彼(女)らはすべての事案においてかような動

機が公共的であり適正であるということをも想定するだろう。」(COOLEY, PRINCIPLES OF CONSTITUTIONAL LAW 2ND ED. 160-61 (1895). )

(4)しかし、1905年のLochner v. New York判決は、一転して「動機審査肯定論」に足を踏み入れた。パン工場で製造に従事する者の最大労働時間を制限するニュー・ヨーク州法をデュー・プロセス条項違反と判じたことで有名なLochner判決は、当該州法の目的は公共道徳の維持や労働者の安全ないし健康の確保であるという州側の主張を、「単なる口実(mere pretext)」に過ぎないと論断した。そして「[当該州法が]実際にはそれらとは異なる動機に基づき可決されているという事実に対して、われわれは目をつぶることができないのである」と述べ、「[当該州法の]真の目標ないし目的は、単に、私的ビジネスにおける雇用者と被用者…の間の労働時間を規制すること」であり、これを違憲と判断したのだった。

(5)Lochner判決以後の憲法判例には、連邦最高裁における「動機審査肯定論」へのムーヴメントを見て取ることができる。例えば1935年のUnited States v. Constantine判決では、地方自治体の法に反した形態で酒類の製造・販売業を営む者に対して特別消費税を課した連邦法の合憲性が争われた。法廷意見は、州法違反行為を引き金として特別消費税が課されるという当該連邦法の仕組みやその高額さに目を遣り、不法行為に対して抑止と処罰を加えようとする連邦議会の規制目的「意図」は明らかであるとみなし、これは同法の「歳入法としてのあらゆる化けの皮を剥ぎ取る」と断じた。これに対して、Benjamin Cardozo裁判官が執筆した反対意見は、「心理分析の方法」は裁判所の適性に馴染まない事柄であり、それゆえ「連邦最高裁が立法府の動機を探索しそれを不法とみなそうとはしないということは、古来よりの賢明な法理である」と論じた。このConstantine判決は、「動機審査否定論」が少数派の側に回り、かたや「肯定論」が多数派を構成したケースであると理解できる。

(6)しかし、1937年のいわゆるニュー・デール憲法革命を経た後の時代になると、「動機審査否定論」が再び復権してゆく。例えば、最低賃金規制や最大労働時間規制を遵守しない企業が製造した物品の州際移動を禁止する連邦法が通商条項に照らし合憲とみなされたUnited States v. Darby判決(1941年)にあつては、「州際通商規制の動機ないし目的は、立法的判断の問題であり、その行使に対して憲法は何ら制約を及ぼしておらず、それゆえ裁判所はそれに対して統制を及ぼす権限を付与されていない」と論じられた。

(7)20世紀における「動機審査否定論」の優勢は、おおよそ1960年代まで継続する。その典型が1968年のUnited States v. O'Brien判決である。これは表現の自由に関する有名なケースであり、徴兵カードを公共の場で焼却する行為に刑罰を科した法律を合憲と判断したものである。この事件では、当該法はベトナム戦争への反対者を抑圧する動機に基づいて制定されたのではないかと主張された。しかし同判決は次のように論じた。「違法な立法動機が申し立てられたとしても、ほかの点では合憲な制定法を当裁判所が違憲無効とはしないということは、お馴染みの憲法上の原理である。…議会の動機ないし目的の探索は、危険に満ちた事柄である。単に立法解釈の問題であれば、当裁判所は、立法府の目的に関する案内を求めて、立法者の言明に目配りをするであろう…。[他方、]確立した基準の下で文面上合憲である制定法を、一握りの議員よりも少数の者たちの発言に基づいて無効とするよう求められるという事態となれば、全く別問題である。ある立法者に法律に関するある言明を発するよう動機づけた事柄は、別の多数の者に当該法律を制定するよう動機づけた事柄では、必ずしもない。そうであるとすると、その賭け金は、憶測を差し控えるのに十分なほど高いのである。」

(8)しかしながら、1970年代以降の判例においては、「動機審査肯定論」がふたたび再興してゆく現象を見て取ることができる。Arlington Heights v. Metropolitan Housing Dev. Corp.判決(1977年)を一例として挙げたい。この事件では、ゾーニング規制の背後に、黒人を特定の区画から締め出す意図があったのではないかと争われたが、ここにおいて連邦最高裁は、差別的目的が立法にとって「動機づけファクター(motivating factor)」であったかどうかを審査するという手法を採用した。

(9)なお1970年代以降の判例における「動機審査肯定論」には、裁判官のなかから異論も寄せられている。例えば、国教樹立禁止条項に関する1987年のEdwards v. Aguillard判決では、進化論を教える学校は「創造科学」も同時に教えるよう定めた州法が違憲とされたが、この判決にはAntonin Scalia裁判官による反対意見が付された。Scalia裁判官は「制定法の客観的な『目的』…や、あるいは制定法に明示的に宣言されている公式の動機を識別することは可能であるとしても、…当該制定法が定められた主観的な動機を識別することは、率直に言ってほとんど常に不可能な任務である」と批判を呈している。

(10)以上のアメリカ憲法判例における

「動機審査」をめぐる歴史的展開については、粗雑なスケッチを超えて、厳密な検証と考察を行う必要がある。ただ、合衆国判例における議論の変遷が旧来の概念枠組や発想では必ずしも把握しがたいこと、そしてこれを理論化する学説の側にも再検討の必要が生じていることは、確かではないかと考えられる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔図書〕(計1件)

黒澤修一郎「合衆国判例における『動機審査』・覚書」(憲法理論研究会編『危機的状況と憲法(憲法理論叢書20)』敬文堂(2012年)177-192頁)(査読なし)

#### 6. 研究組織

##### (1)研究代表者

黒澤 修一郎 (KUROSAWA SHUICHIRO)

島根大学・法文学部・講師

研究者番号：30615290